

平成30年9月7日

平成30年8月30日から的大雨による被害に係る
普通交付税(11月定例交付分)の繰上げ交付

総務省は、平成30年8月30日から的大雨により多大な被害を受けた地方公共団体に対し、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、11月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて交付することとしました。

1 対象団体

山形県 新庄市、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村

2 繰上げ交付額

山形県 新庄市	275百万円
最上町	190百万円
舟形町	136百万円
真室川町	190百万円
大蔵村	124百万円
鮭川村	121百万円
戸沢村	137百万円
合 計	<u>1,173百万円</u>

3 日程

平成30年9月 7日(金) 交付決定

平成30年9月10日(月) 現金交付

<参考>

- ・ 普通交付税の定例の交付時期は、4月、6月、9月及び11月(地方交付税法第16条第1項)
- ・ 普通交付税の繰上げ交付は、災害により多大な被害を受けた地方公共団体における資金繰りを円滑にするために、定例の交付時期を繰り上げて交付するもの
- ・ 11月定例交付額の30%を交付

自治財政局財政課 五月女、眞貝、高口
TEL 03-5253-5111(代表)
TEL 03-5253-5612(直通)
FAX 03-5253-5615